五　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会
六　国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人
七　医療機関等　令第十七条の五第一項に規定する令第十七条の三第一項各号に掲げる療養を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関
八　都道府県知事
九　市町村長
十　法第二十二条第七項の防衛省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）が、同法第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合
二　本人の同意を得た者又は本人から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた国（当該国から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合
三　国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合
四　がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合
五　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号ヘに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合
六　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合
七　第三号から前号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合
イ　国の行政機関（前項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）　適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
ロ　大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
ハ　民間事業者　医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）
八　社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合
九　独立行政法人環境再生保全機構が、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十一条の規定により医療費を支給する場合

第二十五条　法第二十二条第十三項に規定する検査証票は、別紙様式第十三による。

（委任規定）

第二十六条　この省令に定めるもののほか、この省令の実施に関して必要な事項は、実施機関の長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際防衛省職員療養及び補償実施規則（昭和三十年防衛庁訓令第七十三号）の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙様式第一（第七条関係）（表面）

自　衛　官　診　療　証

〔本証は、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒についても、共通して使用できる。〕

記号	自	番号	
本人	氏　名		男・女
	生　年　月　日	年　月　日生	
	住所（営外者）又は部隊所在地名（営内者）		
	身　分	営外者　営内者	
発行者	部　隊　名　等		
	所　在　地		
	機　関　名 官　職　印 発行者符号		
交付年月日		年　月　日	
有効年月日		年　月　日	

別紙様式第一（裏面）

注　意　事　項

1　この証の交付を受けたときは、営外者はすぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
2　この証では公務上の傷病又は通勤による傷病については、診療は受けられません。
3　部内医療機関以外の医療機関等で診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口に提出して受診してください。
4　この証で診療を受けたときは、次の額をその都度支払ってください。ただし、契約医療機関等の場合は、防衛大臣が定めた額を支払ってください。
ア　保険診療の費用（入院時の食事に要する費用を除く。）　3割に相当する額
イ　入院時の食事に要する費用　1日につき定額の標準負担額
5　有効期間を経過したとき又は自衛官としての身分を失ったときは、遅滞なくこの証を発行者に返納してください。
6　不正にこの証を使用した者は、刑法によって詐欺罪として懲役の処分を受けます。
7　その他表面の記載事項に変更のあったときは、直ちに発行者に差し出して訂正を受けてください。
8　転属の時は、転属先で新たに発行を受け、同時に本証を旧発行者に返納してください。

臓器提供意思表示欄

以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1．2．3．のいずれかの番号を○で囲んでください。

1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植のために臓器を提供します。
2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3．私は、臓器を提供しません。
≪1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。≫
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
〔特記欄：　　〕
署名年月日：　　年　　月　　日
本人署名（自筆）：＿＿＿＿＿＿　家族署名（自筆）：＿＿＿＿＿＿